

平成13年11月16日  
監 査 事 務 局

問い合わせ先  
監査事務局総務課  
電話 03-5320-7011

自動車税等照合事務委託に関する経費の支出を違法・  
不当としてその返還等を求める住民監査請求監査結果

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

世田谷区 後 藤 雄 一  
杉並区 大 森 正 隆

### 2 請求書の提出

平成13年8月30日

### 3 請求の内容

#### (1) 主張事実

##### ア 請求の趣旨

都主税局は、自動車税納税済等照合事務委託の名目で、社団法人東京都自動車整備振興会（以下「本件振興会」という。）に対し、平成12年度は10,899,618円を支払い、平成13年度は8,477,639円の支払を予定している。しかし、以下の理由で法律上根拠がなく違法・不当な支払である。

##### イ 違法・不当事由

自動車の車検を陸運局に申請する際、納税済通知書の添付が「道路運送車両法第97条の2（以下「第97条の2」という。）」で義務付けられており、申請時に、車検申請書と納税済通知書の照合が行われる。この照合作業は第97条の2で定められているとおり、陸運局の業務である。

にもかかわらず、都主税局は、本件照合事務を、本件振興会に委託していることは、違法・不当であり放置するわけにはいかない。

##### ウ 経緯

昭和29年、自動車税の徴収アップのために、地方自治体が当時の運輸省・自治省に働きかけ、第97条の2を作らせた。現場の陸運局は仕事が増えることを

嫌がり、当時、都職員が陸運局に出向き照合事務を行っていた。その後昭和47年ごろ本件振興会に委託し現在に至っている。

(2) 措置要求

平成12年度分及び既に支払われた金員の返還を求める。また、支払われていない金員に対しては、支払の差止め・違法の確認を求める。

#### 4 請求の要件審査

本件請求は、平成12年度に執行された支出のうち1年の監査請求期間を経過したものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

都が平成12年度及び平成13年度に委託した自動車税納税済等照合事務（以下「本件照合事務」という。）の委託経費を支出したことが違法・不当であるかどうかを監査対象とした。

### 2 監査対象局

主税局を監査対象とした。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人から、陳述を行わない旨の連絡があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

## 第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

## 1 事実関係の確認

### (1) 道路運送車両法第97条の2の規定について

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第97条の2の規定は次のとおりである。

第1項 継続検査の申請をする場合には、申請者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税又は軽自動車税の滞納（天災その他やむを得ない事由に因るものを除く。）がないことを証するに足る書面を呈示しなければならない。

第2項 国土交通大臣（第74条の3の規定の適用があるときは、協会）は、前項の書面の呈示がないときは、継続検査をしないものとする。

イ この規定は、昭和29年の車両法改正により追加されたものである。

### (2) 車両検査制度について

車両法は、自動車の安全確保等を図るため、車両検査制度などについて定めている。

道路運送車両の検査（以下「検査」という。）の対象となる自動車は、国土交通大臣が行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ運行の用に供することができない（車両法第58条第1項）。

登録を受けていない車両法第4条に規定する自動車などが新規検査を受け、保安基準に適合すると、自動車検査証が交付される（車両法第59条、第60条）。

この自動車検査証には、自動車登録番号、自動車検査証の交付年月日及び有効期間の満了日、使用者・所有者の氏名（名称）・住所、使用の本拠の位置、自家用又は事業用の別、用途等が記載されている（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3）。

また、自動車検査証の有効期間は、初めて自動車検査証を交付された自家用乗用自動車は3年、その他の自家用乗用自動車は2年などと定められている（車両法第61条）。

継続検査（以下「車検」という。）は、自動車検査証の有効期間満了後も引き続いて自動車を使用するときに受ける検査である（車両法第62条）。

### (3) 自動車税について

自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する都道府県税である（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第2項、第145条第1項）。

賦課期日は4月1日であり（地方税法第148条）普通徴収のほか、新規登録等の申請に際しては証紙徴収の方法により徴収する（地方税法第151条）。

## 2 監査対象局の説明

(1) 自動車税は、地方税法第145条の規定に基づき、都道府県が自動車の所有者等に課すものである。都は、この地方税である自動車税の徴収を確保するため、納期内納税を促すPRを行うとともに、納期限後は、督促状等の文書による催告や電話催告、訪問による徴収、必要に応じて差押えなど滞納整理に努めているが、以下のような理由により累積滞納の発生を余儀なくされている。

ア 一台当たり税額が3～5万円程度と比較的低いため、車検時に納めればよいと安易に考えがちであること。

イ 課税台数が約340万台と全国一多いうえ、新規登録・廃車・他道府県転出入などが年間約130万台以上あり、自動車の異動率が高いという大都市特有の納税環境から徴収上の問題が多いこと。

ウ 自動車税は、4月1日現在の登録名義人に課税されるが、転売しても名義を変更せず、登録名義人と実質的な所有者が異なるケースが多いため、課税・徴収上のトラブルが発生していること。

(2) 車両法第97条の2は、「国土交通大臣は、自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の呈示がないときは、継続検査をしないものとする」と規定している。同条の規定は、自動車税の徴収確保を目的とし、地方公共団体からの要望を踏まえて昭和29年に追加されたものである。

しかし、都は、税負担の公平性の観点から、滞納自動車税及び延滞金を確実に徴収するためにも、この機会を活用することが必要と考え、車両法第97条の2が新設された時に、国の関係機関と協議を行い、自動車税の滞納がないことを証する書面としては、都において確認したものとすることとした。

(3) 都における、平成12年度の自動車税を車検時に納付する割合は表のとおり7.6パーセントを占めており、租税負担の公平と納税秩序の維持を図るため、相当額にのぼる延滞金を含む自動車税の徴収を確保することは、都の本来事務である。

(4) 加えて、昭和57年の地方税法改正により、本税を延滞金に優先して徴収するこ

ととなったことから、自動車税の滞納にかかわる延滞金は本税ではないため、国は車両法第97条の2の規定による滞納がないことを証するに足る書面において延滞金を確認する義務はなく、金融機関等の窓口で発行する自動車税本税の領収書により車検が行われることになり、延滞金の徴収が困難となった。

(5) よって、社団法人東京都自動車整備振興会に委託している以下の事務は、都の事務の効率的執行の見地から行っているものであり適法であると考えている。

- ア 自動車税納税証明等の照合
- イ 「自動車税納税済等照合印」の押印
- ウ 非課税・減免車の確認
- エ 自動車税事務所との連絡調整

以上のことから、都の事務の一部を委託する本件照合事務にかかる経費を支弁することは、違法・不当なものではないと考える。

(表) 平成12年度自動車税調定実績等

		件数	金額
自動車税本税	調定	4,071	135,042
	収入(A)	3,864	127,986
	車検時納付(B)	275	9,772
	収入に対する車検時納付割合(B/A) (%)	7.1	7.6
	滞納	124	4,476
延滞金	収入	241	1,197

(注) 1 件数は千件単位、税額は百万円単位である。

2 車検時納付(B)は、車検満了日前1か月間に納付があった件数と税額である。

### 3 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求において、請求人は、本件照合事務は車両法第97条の2に基づく国の事務であり、国の事務に関して都が経費を負担して支出したことは違法・不当であると主張していると解されるので、以下、このことについて判断する。

(1) 関係法令の改正経緯について

関係法令の改正経緯について、次のような事実が認められた。

ア 昭和29年の車両法改正において、自動車税の滞納がないことを証する地方公共団体の長の書面の提出がないときは、陸運局長は継続検査をしないとする第97条の2の規定を設けた。この時の国会審議において、政府委員は税務行政を円滑化する趣旨であると答弁している（昭和29年3月8日衆議院地方行政委員会）。

イ 昭和57年に地方税法が改正され、地方税本税を延滞金に優先して徴収することとなった（地方税法第14条の5）。

改正前は、本税に先立って延滞金を徴収していたことから、本税が完納されたときはすべての徴収金が完納された状況が領収書等によって確認できたが、改正後は、金融機関等において納期限後に本税のみを納付した場合、本税のみの領収書等が発行され、延滞金の納付状況は確認できなくなった。

(2) 都の対応について

車両法第97条の2の規定が設けられた後の都の対応について、次のような事実が認められた。

ア 昭和29年時点における関係資料を確認することはできなかった。

イ 昭和47年度、自動車税納税済等照合事務を社団法人東京都自動車整備振興会に委託した。以後、毎年度契約を締結し、今日に至っている。

(3) 都が本件照合事務を行っていることについて

ア 監査対象局は、国土交通大臣は、自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の呈示がないときは、継続検査をしないものとする規定されているが（車両法第97条の2）、税負担の公平性の観点から、滞納自動車税及び延滞金を確実に徴収するためにも車検の機会を活用することが必要と考え、同規定が新設された時に、国の関係機関と協議を行い、自動車税の滞納がないことを証する書面としては、都において確認したものとする事とした、としている。

しかしながら、車両法第97条の2が設けられた時の国会における、税務行政

を円滑化する趣旨であるとの政府委員の答弁から推定すると、同規定は車検を行う国の機関が自動車税の納税証明書の提出を確認することにより、自動車税の徴収確保を図るものであったことがうかがわれる。

イ 次に、昭和57年の地方税法改正により、金融機関等の窓口で発行する自動車税本税の領収書により車検が行われることになり、延滞金の徴収が困難になったとする監査対象局の主張について検証する。

(ア) 車両法第97条の2の規定により、国には、自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の呈示の有無について確認する義務があるが、延滞金は本税ではないことから、延滞金については、滞納がないことを証するに足る書面において確認する義務はないものと認められる。

(イ) 昭和57年の地方税法改正により、地方団体の徴収金に配当される金銭を地方税及び当該地方税の延滞金等に充てるべきときは、その金銭は、まず地方税に充てるものとされ（地方税法第14条の5第1項）、本税を延滞金に優先して徴収することとなったため、金融機関等においては自動車税本税だけの領収書が発行されることとなり、この延滞金の徴収が行われていない領収書によっても車検が行われることとなったことが認められる。

したがって、昭和57年の地方税法改正により、金融機関等の窓口で発行する自動車税本税の領収書により車検が行われることとなり、延滞金の徴収が困難になったとする監査対象局の主張については、これを認めることができ、車検の機会に延滞金を確実に徴収するために必要であるとして、都が本件照合事務を行っていることは妥当な措置であるといえる。

これらのことから、本件照合事務は、延滞金の徴収漏れを防止する地方税法に基づく都の事務であると認められ、地方税法及び車両法相互間に、車検時における延滞金徴収確保の取扱いについて、十分な措置が講じられていない状況にあっては、本件照合事務が車両法第97条の2の規定に基づく国の事務であるとは言いきれないと解される。

以上のことから、本件照合事務は車両法第97条の2に基づく国の事務であり、国の事務に関して都が経費を負担して支出したことは、違法・不当であるとする請求人の主張は認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと認める。

しかし、本件照合事務は、車両法第97条の2に基づく国の事務との関係が不明確な事務処理となっていることから、主税局長は、自動車税にかかる延滞金の徴収事務について見直しを図られたい。



## 資料（東京都職員措置請求書等）

### 東京都監査請求書

都知事・本件財務会計職員及び本件都事務職員に関する措置請求書

#### 請求の趣旨

都主税局は、自動車税等照合事務委託の名目で、社団法人東京都自動車整備振興会（以下「本件振興会」と言う）に対し、平成12年度・・10,899,618円を支払い、平成13年度・・8,477,639円の支払いを予定している。しかし、以下の理由で法律上根拠がなく違法・不当な支払いであり、平成12年度分及びすでに支払われた金員の返還を求める。また、支払われていない金員に対しては、支払いの差し止め違法の確認を求める。

#### 違法・不当事由

自動車の車検を陸運局に申請する際、納税済み通知書の添付が「道路運送車両法97条－2（以下「97条－2」と言う）」で義務づけられており、申請時に、車検申請書と納税済み通知書の照合が行われる。この照合作業は97条－2で定められている通り、陸運局の業務である。

にもかかわらず、都主税局は、本件照合事務を、本件振興会に委託していることは、違法・不当であり放置するわけにはいかない。

#### 経緯。

昭和29年、自動車税の徴収アップのために、地方自治体が当時の運輸省・自治省に働きかけ、97条－2を作らせた。現場の陸運局は仕事が増えることを嫌がり、当時、都職員が陸運局に出向き照合事務を行っていた。その後昭和47年ごろ本件振興会に委託し現在に至っている。

上記地方自治法第242条第項1の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を求める。

（以上、原文のまま掲載）

### 事実証明書

- ア 「自動車検査票」の写し
- イ 「公共料金等の支出に係る特例起案帳票」の写し
- ウ 「委託契約書」の写し